

令和7年2月定例会 教育長報告

◆ 2月の主な活動

- 1 日 第22回静岡市PTA大会（清水庁舎）〔教育長〕
- 3 日 静岡県教育長等意見交換会（静岡県庁）〔教育長〕
- 4 日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 7 日 校長会支部訪問（南部小学校）〔教育長・委員〕
- 9 日 第77回書きぞめ展静岡地区展表彰式（市民文化会館）〔教育長〕
- 14日 SSH生徒研究成果発表会（市民文化会館）〔教育長・委員〕
- 21日 教育委員会協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
静岡市スポーツ協会表彰式（グランヒルズ静岡）〔教育長〕

◆ 3月の主な予定

- 1 日 しずおか教師塾第16期卒塾式（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 10日 教育委員会協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 13日 社会教育委員会議（清水庁舎）〔教育長〕
- 16日 第12回親守詩静岡県大会（日本平ホテル）〔教育長〕
- 25日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

議案第51号

規2-(1)

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案に対する意見について

静岡市議会より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定に基づき意見を求められた条例案に対し、意見の聴取を行う。

令和7年2月4日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 条例名 静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
- 2 提案理由 令和7年2月3日付け06静議議事第935号により、静岡市議会から本委員会に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定に基づき意見を求められた条例案に対し、意見の聴取をするため。

条例案に対する意見

本委員会の条例案についての意見は、次のとおりである。

議案 番号	議案（条例）名	意 見
73	静岡市教育に関する事務の職務 権限の特例に関する条例の制定に ついて	

「静岡市教育に関する職務権限の特例に関する条例」の議会への

上程に伴う教育委員会への意見聴取について

1 要旨

この意見聴取は、「静岡市教育に関する職務権限の特例に関する条例」の制定のために、静岡市議会に議案を上程するにあたり「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第2項に基づき、議会が教育委員会に意見の聴取をするもの。

2 根拠法令（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋）

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3 教育委員会での協議

令和6年11月25日（月） 教育委員会協議会において特例について協議
令和7年 1月9日（木） 条例案の議案審議

4 議決までの流れ

時 期	内 容
令和7年 2月3日（月）	静岡市議会運営委員会
2月4日（火）	静岡市教育委員会2月定例会
2月10日（月）	静岡市議会本会議にて市議会に議案上程
3月6日（木）	静岡市議会本会議にて議決予定

06静議議事第935号

令和7年2月3日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀 文宣 様

静岡市議会議長 大村 一雄



条例案に対する意見について

令和7年2月市議会定例会において、市長から提出される予定の議案のうち、下記条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

議案第73号 静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- （1）博物館及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- （2）スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。
- （3）文化に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に法令、条例若しくは教育委員会規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした本則の事務に係る処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに法令等の規定により教育委員会に対してなされた本則の事務に係る申請その他の行為で施行日以後に市長が管理し、及び執行することとなるものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（静岡市附属機関設置条例の一部改正）

- 3 静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市 歴史博 物館収 集資料 審議委 員会	静岡市歴史博物館におい て収集する資料について 審議すること。	5人以内	学識経 験を有 する者	2年	委員の互選 により定め る者
---------------------------------------	---------------------------------------	------	-------------------	----	----------------------

を

」

「

静岡市 歴史博 物館収 集資料 審議委 員会	静岡市歴史博物館におい て収集する資料について 審議すること。	5人以内	学識経 験を有 する者	2年	委員の互選 により定め る者
静岡市 史跡小 島陣屋 跡整備 委員会	史跡小島陣屋跡の整備及 び活用について審議する こと。	7人以内	1 学 識経 験を 有す る者 2 市 民	2年	委員の互選 により定め る者
静岡市 史跡片 山廃寺 跡整備 委員会	史跡片山廃寺跡の整備及 び活用について審議する こと。	7人以内	1 学 識経 験を 有す る者 2 市 民	2年	委員の互選 により定め る者

に、

」

「

静岡市 サッカー スタジアム を活か したま ちづく り検討 委員会	1 市のまちづくりに資 するサッカースタジア ムについて調査審議す ること。 2 サッカースタジアム を活かした周辺のまち づくりについて調査審 議すること。	15人以内	1 ス ポ ー ツ 施 設 に 関 し 優 れ た 識 見 を 有 す る 者 2 サ ッ カ ー 関 係 団 体 を 代 表 す る 者 3 経 済 団 体 を 代 表 す る 者 4 市 民	2年	委員の互選 により定め る者
---	---	-------	---	----	----------------------

を

」

「

静岡市	1 市のまちづくりに資	15人以内	1 ス	2年	委員の互選
-----	-------------	-------	-----	----	-------

サッカースタジアムを活かしたまちづくり検討委員会	するサッカースタジアムについて調査審議すること。 2 サッカースタジアムを活かした周辺のまちづくりについて調査審議すること。		スポーツ施設に優れた識見を有する者 2 サッカー関係団体を代表する者 3 経済団体を代表する者 4 市民		により定める者
静岡市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づくスポーツの推進に関する重要事項の調査審議をし、又は市長	15人以内	1 学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者

に

	に意見を述べること。		2 関係行政機関の職員 3 スポーツ団体の代表者 4 市民		
--	------------	--	-------------------------------------	--	--

」

改める。

別表第1の2教育委員会の表中

「

静岡県食教育推進委員会	市立の小学校及び中学校の食教育の基本となる計画の策定及び食教育の推進を図るための事業について調査審議すること。	8人以内	1 学識経験を有する者 2 市立の小学校及び中学校の児童及	2年	教育長
-------------	---	------	----------------------------------	----	-----

			び 生 徒 の 保 護 者 3 教 育長 4 市 立 の 小 学 校 及 び 中 学 校 の 校 長 5 市 職員			
静 岡 市 ス ポ ー ツ 推 進 審議会	スポーツ基本法（平成23 年法律第78号）第31条の 規定に基づくスポーツ の推進に関する重要事 項の調査審議をし、又は 教育委員会に意見を述 べること。	15人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る者 2 関 係 行 政 機 関 の 職員 3 ス ポ ー ツ 団 体 の	2年	委員の互選 により定め る者	を

			代 表 者 4 市 民		
静 岡 市 史 跡 小 島 陣 屋 跡 整 備 委員会	史跡小島陣屋跡の整備及 び活用について審議する こと。	7人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る 者 2 市 民	2年	委員の互選 により定め る者
静 岡 市 史 跡 片 山 廃 寺 跡 整 備 委員会	史跡片山廃寺跡の整備及 び活用について審議する こと。	7人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る 者 2 市 民	2年	委員の互選 により定め る者

」

「

静 岡 市 食 教 育 推 進 委 員会	市立の小学校及び中学 校の食教育の基本とな る計画の策定及び食教 育の推進を図るための 事業について調査審議 すること。	8人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る 者 2 市 立 の 小 学 校 及 び 中	2年	教育長
-------------------------------	---	------	--	----	-----

			学 校 の 児 童 及 び 生 徒 の 保 護 者		に
			3 教 育長		
			4 市 立 の 小 学 校 及 び 中 学 校 の 校 長		
			5 市 職員		

」

改める。

（静岡市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に静岡市附属機関設置条例の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の静岡市附属機関設置条例別表第1に規定する静岡市スポーツ推進審議会、静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会又は静岡市史跡片山廃寺跡整備委員会（以下この項において「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の静岡市附属機関設置条例（以下この項において「新附属機関条例」という。）別表第1に規定する静岡市スポーツ推進審議会、静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会又は静岡市史跡片山廃寺跡整備委員会の委員として市長から委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新附属機関条例別表第1の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間

とする。

(静岡市総合運動場条例の一部改正)

- 5 静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条第2項及び第3項並びに第6条第2項第1号及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第1号及び第22条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1の9その他の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1及び別表第2の7その他の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1中「教育委員会」を「市長」に改める。

(静岡市体育館条例の一部改正)

- 6 静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第1条中「体育」を「スポーツ」に改める。

第3条第3号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項並びに第5条第2項第2号及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会等」を「市長等」に、「教育委員会を」を「市長を」に改め、同条第2項中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第7条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第10条第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条及び第12条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「教育委員会等」を「市長等」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第22条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第2の2静岡市中央体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1、別表第3の2静岡市南部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1、別表第4の2静岡市長田体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1、別表第5の2静岡市東部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1及び別表第6の2静岡市北部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1中「教育委員会」を「市長」に改める。

(静岡市城北運動場条例の一部改正)

- 7 静岡市城北運動場条例（平成15年静岡市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第1条中「体育」を「スポーツ」に改める。

第3条第3号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条ただし書並びに第5条第1項ただし書及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1号及び第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正)

- 8 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例(平成15年静岡市条例第126号)の一部を次のように改正する。

第1条中「体育」を「スポーツ」に改める。

第3条ただし書中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条、第5条、第8条第2号、第9条及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正)

- 9 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例(平成15年静岡市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条ただし書、第5条ただし書、第16条第4号及び第17条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部改正)

- 10 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例(平成15年静岡市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第3条ただし書、第4条ただし書及び第3号、第15条第4号並びに第16条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市スポーツ広場条例の一部改正)

- 11 静岡市スポーツ広場条例(平成15年静岡市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条ただし書及び第5条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会等」を「市長等」に、「教育委員会を」を「市長を」に改め、同条第2項中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第7条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第10条第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条及び第13条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市清水駅東口クライミング場条例の一部改正)

- 12 静岡市清水駅東口クライミング場条例(平成15年静岡市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第3条ただし書及び第2号、第4条、第5条並びに第8条第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市キャンプ場条例の一部改正)

- 13 静岡市キャンプ場条例(平成15年静岡市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第1条中「体育の向上」を「スポーツの振興」に改める。

第3条第2項中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条、第5条、第8条第2号及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市清水庵原球場条例の一部改正)

- 14 静岡市清水庵原球場条例(平成17年静岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条ただし書及び第6条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市蒲原プール条例の一部改正)

- 15 静岡市蒲原プール条例（平成17年静岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条から第5条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市博物館条例の一部改正)

- 16 静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第6号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条ただし書、第5条ただし書、第8条第1項、第9条、第11条第3項及び第4項並びに第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 この条例の施行の際現に静岡市博物館条例第11条第3項の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の静岡市博物館条例第11条第1項に規定する静岡市立登呂博物館協議会又は静岡市立芹沢銈介美術館協議会（以下この項において「旧博物館協議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の静岡市博物館条例（以下この項において「新博物館条例」という。）第11条第1項に規定する静岡市立登呂博物館協議会又は静岡市立芹沢銈介美術館協議会の委員として市長から委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新博物館条例第11条第5項本文の規定にかかわらず、旧博物館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(静岡市自然の家条例の一部改正)

- 18 静岡市自然の家条例（平成15年静岡市条例第278号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条ただし書、第7条ただし書及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条中「教育委員会事務局」を「環境局」に改める。

第23条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市自然の家条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 この条例の施行の際現に静岡市自然の家条例第18条第2項の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の静岡市自然の家条例第17条に規定する静岡市自然の家運営協議会（以下この項において「旧自然の家運営協議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の静岡市自然の家条例（以下この項において「新自然の家条例」という。）第17条に規定する静岡市自然の家運営協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新自然の家条例第19条第1項本文の規定にかかわらず、旧自然の家運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(静岡市文化財保護条例の一部改正)

- 20 静岡市文化財保護条例（平成15年静岡市条例第281号）の一部を次のように改正する。

第3条中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項から第4項まで及び第6項並びに第5条第1項、第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条から第9条まで、第10条第2項、第11条第1項及び第2項、第12条、第13条、第14条第1項、第2項及び第4項、第16条、第17条第1項、第18条第1項から第5項まで、第19条第1項、第2項、第4項、第6項及び第7項、第20条、第21条第1項、第22条第1項、第23条、第24条第1項及び第4項、第25条第1項、第4項及び第7項、第26条、第28条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第35条、第36条、第38条第1項及び第2項、第39条第1項、第2項及び第6項、第41条第1項、第42条並びに第43条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第44条中「静岡市に」の次に「、法第190条第2項の規定に基づき」を加える。

第45条中「教育委員会」を「市長」に、「答申」を「建議」に改める。

第47条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第49条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 21 この条例の施行の際現に静岡市文化財保護条例第47条の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の静岡市文化財保護条例第44条に規定する静岡市文化財保護審議会（以下この項において「旧文化財保護審議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の静岡市文化財保護条例（以下この項において「新文化財保護条例」という。）第44条に規定する静岡市文化財保護審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新文化財保護条例第48条第1項本文の規定にかかわらず、旧文化財保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

条例案に対する意見

本委員会の条例案についての意見は、次のとおりである。

議案 番号	議案（条例）名	意 見
73	静岡市教育に関する事務の職務 権限の特例に関する条例の制定に ついて	この条例案は、幅広く多面的な施設の活用や経済政策、観光政策等の施策と一体的な事業の推進を可能とするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、博物館及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家、スポーツに関する事務、文化に関する事務を市長が管理・執行できることとするものであり、条例案について意見ありません。